

現場見学会実施要領

(目的)

第1条 県工事の現場見学を通して、事業の目的・効果、および工事施工を担っている建設業の役割を県民の皆様に理解していただくとともに、次世代を支える子供たちに建設業への興味や関心を高めてもらうことを主な目的とする。

(対象事業)

第2条 各発注機関が実施する事業から選定する。
なお、事業の選定にあたっては、大規模な事業や特殊な事業にこだわらず、県民にとって身近に感じる事業（歩道、河床掘削、維持修繕など）も含めて選定すること。

(対象者)

第3条 小中学生と保護者、地域住民などを対象とする。

(実施内容)

第4条 現場見学会の内容は①事業の目的・効果、②建設業の役割、③仕事のやりがい、④安全な職場環境など、建設業の魅力が伝わるものとする。

(経費の計上)

第5条 現場見学会の費用は以下のとおりとする。ただし、災害復旧事業においては、所管省庁により積算方法が異なるため、関係事業課に確認すること。

(1) 現場環境改善費の率計上を行う場合

現場見学会の費用は、原則として「工事における現場環境改善費の実施要領」に基づき、現場環境改善費の率分に含まれるものとする。

なお、現場見学会を開催する場合、現場環境改善費における4つの実施内容の一つとなるよう受発注者間で調整すること。

(2) 現場環境改善費の率計上を行わない場合

現場見学会の費用は、「見学者を送迎するバスの費用」及び「見学者の事故に備えた傷害保険の費用」を別途積み上げ計上できる。

(工事成績評定における評価)

第6条 工事成績評定の評価は以下のとおりとする。

(1) 現場環境改善費の率計上を行う場合

「工事における現場環境改善費の実施要領」に基づき、評価するもの

とする。

(2) 現場環境改善費の率計上を行わない場合

現場見学会を実施した場合、工事成績評定の対象とする。

(発注者が主催者である場合)

第7条 現場見学会の開催について、実施前に報道機関への資料提供、実施後に地域機関ホームページへ掲載することを原則とする。

また、現場見学会を行った場合は「各種試行工事の進捗管理表」に実績入力するとともに、様式1「現場見学会実施報告書」にて報告を行うこと。

(資料提出先) 公共事業運営課 公共事業運営班

附則 この要領は令和7年7月1日以降の単価適用工事を対象として施行する。

附則 この要領は令和8年5月1日以降の単価適用工事を対象として施行する。